

宮の森幼稚園 重要事項説明書

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の概要

設置 運 営 主 体	名 称	学校法人 田中学園
	所 在 地	札幌市豊平区西岡1条7丁目2番1号
	電 話 番 号	011-621-2651
	代表者氏名	理事長 田中 賢介
施 設	施設の種類	幼稚園
	施設の名称	宮の森幼稚園
	施設の所在地	札幌市中央区宮の森904番地7
	連 絡 先	電話番号 011-621-2651 ファックス011-621-3755
	管 理 者	園長 橋本 利恵子
	認可年月日	昭和32年 8月20日

(2) 目的

宮の森幼稚園（以下「本園」という。）は、学校教育法第22条の規定に基づき義務教育及びその後の教育を培うものとして、入園する子どもを保育し、子どもの健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とします。

(3) 運営の方針

豊かな自然環境を最大限に活用し、質の高い教育を行っております。

また、本園は、法の基本理念と関係法令等に基づき、入園する子どもが明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに、社会に適用できるよう育成するものとしします。

2 提供する教育等の内容

(1) 様々な専門家の協力のもと、質の高い幼児教育の実践と、豊かな心と感性の育成を実現します。

また、本園は、幼稚園教育要領に基づき教育を行うものとしします。

(2) (1)に掲げる教育のほか、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します（ただし、別途利用者負担有）。

イ 食事の提供

本園では、外部搬入により幼児の年齢に応じ、食事の提供を行います。

ウ 在園児の一時預かり

エ その他の便宜

(3) 本園では、教育を受ける際の制服の着用を義務付けています。

3 職員の職種、員数及び職務の内容（令和2年度）

職 種	職務内容	常勤	非常勤
園 長	本園の管理運営を総括します。	1	
主任教諭	園長を助け、入園している子どもに対し教育を行います。	3	
教 諭	入園している子どもに対し教育を行います。	4	2
事 務 員	経理事務、補助金事務その他庶務に関する業務を行います。	2	
用 務 員	建物、備品の保全管理、その他用務に関する業務を行います。	2	
備考			
1 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。			
2 上記に掲げる職員のほか、必要に応じ職員を置くものとします。			

4 教育を行う日及び時間等

本園では、以下のとおり学期、休園日及び教育を提供する時間を定めています。

(1) 学期

ア 第1学期 4月1日～ 7月31日

イ 第2学期 8月1日～12月31日

ウ 第3学期 1月1日～ 3月31日

(2) 休園日

ア 土曜日、日曜日及び国民の休日

イ 夏季休園 7月24日～8月18日

ウ 冬季休園 12月26日～1月20日

(3) 教育を提供する時間

ア 教育時間 午前8時40分～午後14時40分

イ 在園児の一時預かり

午前8時00分～午前8時40分

午後14時40分～午後18時45（最長19時まで）

なお、在園児の休日の一時預かりについては、午前9時00分から午後17時00分までとなります。

(令和2年度；令和3年度については検討中)

5 保育料等

(1) 教育に係る利用者負担（保育料）

教育・保育無償化に伴い、保育料は無償になります。

(2) 別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

ただし、副食費については、教育・保育給付認定を行った市町村が免除の決定を行った子どもを除きます。

また、別表に掲げる費用のほか、教育の提供にあたって必要な経費であって、保護者負担が望ましいものについて、別途費用を徴収することがあります。この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的やその理由について適宜書面でご案内しますのでご了承ください。

6 利用定員

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に定める満3歳以上の小学校就学前子ども 90人

(2) (1)に掲げる定員の年齢区分ごとの定員・クラス数は、次のとおりとする。

ア 3歳児 45人 (2～3クラス)

イ 4歳児 20人+若干名 (1クラス)

ウ 5歳児 20人+若干名 (1クラス)

7 利用の開始及び終了に関する事項等

(1) 入園・選考方法

入園に関する手続き、選考に関する事項は、園児募集要項のとおりです。

(2) 退園

本園は、以下の場合には教育の提供を終了いたします。

ア 幼児の保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

イ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

8 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 教育中に容体の変化等があったとき

教育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、学校医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。本園の学校医は、次に掲げるとおりです。

ア 内科

医療機関の名称	西町クリニック
医 院 長 名	池田 和男
所 在 地	札幌市西区西町南15丁目13
電 話 番 号	011-663-3223

イ 歯科医

医療機関の名称	尾形医院
医 院 長 名	尾形 勝雄
所 在 地	札幌市西区宮の沢2条1丁目
電 話 番 号	011-666-7377

(2) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

(3) 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。		
防災設備	・自動火災報知機 有	・誘導灯 有	・非常警報装置 有
	・震災に備えての備蓄 (食糧(3日分)、飲料水(3日分)、拡声器、携帯ラジオ等)		
避難・消火訓練	避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施します。		
第1次避難場所	聖心女子学園	第2次避難場所	宮の森中学校

9 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

10 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

本園の個人情報取扱方針に従い、情報を取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 小学校就学の際には、園児の指導要録を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、教育に関する記録等について入学予定

の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 教育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

教育を提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき教育・保育給付認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 子ども及び子どもの世帯の情報

届出のあった子ども及び世帯の情報は、教育の提供に必要な範囲に限って使用します。

別表 入園料その他の経費

	納入時期	金額(円)	備考
入 園 料	入 園 時	130,000	年 額
保 育 料	4月から	無 償	月額(令和3年度 年中・年少組)
教 育 充 実 費		16,000	
通 園 送 迎 費		3,000	
※ その他の経費(給食費、月刊誌代等)については、行事日程 教材により変動する(4月に決定)			
施 設 維 持 費	9月・3月	15,000	年2回
教 材 教 具 費	"	8,000	年2回

目 的

入園料(入園検定料、入園受け入れ準備費用、施設維持費及び教材教具費の
前期分、教員配置の充実・高处遇を通じた教員の確保のための費用)

教育充実費(外部講師の報酬、特別教育プログラム使用料、平均的な水準を
超えた教育を提供するための職員研修の費用)

施設維持費(修繕、環境整備、土地建物構築物、機器備品等、冷暖房料)

教材教具費(教材、行事、印刷製本、図書、教育用消耗品)